

令和5年度 第8回山北町農業委員会総会 会議録				
召集年月日	令和5年11月27日(月)			
召集場所	山北町役場防災対策室			
開・閉会日時	開会	令和5年11月27日 午前9時30分		
	閉会	令和5年11月27日 午前10時30分		
応(不応)招委員 及び出席並びに欠席委員 出席 11名 欠席 0名 (凡例) ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す	番号	氏名	出欠等の別	
	1番	杉山 照枝	○	
	2番	二宮 慶晃	○	
	3番	磯崎 加代子	○	
	4番	細谷 晋之	○	
	5番	三尋木 重夫	○	
	6番	高杉 光男	○	
	推進委員 山北地区	瀬戸 利男	○	
	推進委員 向原地区	遠藤 隆雄	○	
	推進委員 岸地区	田淵 康男	○	
	推進委員 共和地区	杉本 君雄	○	
	推進委員 清水地区	山崎 貞和	○	
	会議録署名委員	1番	杉山 照枝	2番
出席した事務局	事務局長	事務局員	瀬戸	
会議に付した案件	別紙のとおり			
会議経過	別紙のとおり			

1 開会

2 議事録署名人

3 議案

議長 : 議案第23号農地法第3条1項の規定による許可申請に対する意見について事務局から説明願います。

事務局 : 議案23号農地法3条1項の規定による許可申請について説明します。申請地は■■■■■の■■■■■㎡です。譲渡人は■■■■■氏、譲受人は■■■■■氏です。

2ページから9ページが申請書です。今回、所有権を移転します。対価は■■■■■円です。

5ページをご覧ください。露地野菜の栽培と栗、柿、柑橘類の栽培を行う予定です。申請地までの通作距離は、一番遠い場所でも車で10分ほどです。

10ページから12ページが全部事項証明書です。

13、14ページが位置図と拡大図です。■■■■■周辺に対象地があります。

15ページから17ページが公図兼写真方向図です。

18ページから21ページが山崎推進委員に現地確認していただいた時の写真です。一部山林化した箇所もありましたが、草刈り等の管理もされていることや、平坦な場所のため耕作はしやすい場所であることが確認できました。21ページの写真は譲受人の自宅前にありますが傾斜地のためミョウガを植えると聞いています。以上です。

議長 : 現地を確認した、山崎推進委員から何かありますか。

山崎推進委員 : 元々は■■■■■でしたが、他市に住んでおり出戻りしてきました。現在の自宅は、姉夫婦が住んでいましたが亡くなられたため、空き家になっていました。姪は耕作できないため譲り受けるとのことでした。

議長 : 何か質問はありますか。

杉本推進委員 : ■■■■■の根拠はありますか。

事務局 : 無償だと書きにくいこともあり、譲渡人から■■■■■でいいということでした。

瀬戸推進委員 : 申請箇所①は林道のところですか。

事務局 : 入り口が■■■■■から入り、途中から■■■■■に入ります。東名工事で作った場所を町が譲り受けたものです。

議長 : 鳥獣被害は大丈夫ですか。

事務局 : 大丈夫ではないので電気柵等で対策をしています。

議長 : 何か意見はありますか。特に意見がなければ、承認の方は挙手をお願いします。(全員) 挙手。よって議案第23号は承認されました。議案第24号農地法第3条1項の規定による許可申請に対する意見について事務局から説明願います

事務局 : 議案24号農地法3条1項の規定による許可申請について説明します。申請地は■■■■■の■■■■■㎡です。譲渡人は■■■■■、譲受人は■■■■■

あります。50 ページが公図兼写真方向図です。

51 ページが田淵推進委員に現地確認していただいた時の写真です。雑草が繁茂していますが、平坦な場所のため耕作はしやすい場所であることが確認できました。以上です。

52 ページをご覧ください。議案 26 号農地法 3 条 1 項の規定による許可申請について説明します。

申請地は [] の [] m²です。譲渡人の [] から譲受人の [] へ所有権を移転します。

53 ページから 60 ページが申請書です。53 ページをご覧ください。対価は [] です。56 ページをご覧ください。ブルーベリーと栗の栽培を行う予定です。

61 ページから 68 ページが全部事項証明書です。

69、70 ページが位置図と拡大図です。地図上で先ほどの申請地の南側にあります。71 ページから 73 ページが公図兼写真方向図です。

74 ページから 76 ページが田淵推進委員に現地確認していただいた時の写真です。こちらにつきましても雑草が繁茂していますが、平坦な場所のため耕作はしやすい場所であることが確認できました。車が入れないので荷物の運搬には多少苦勞すると思われま。以上です。

議長 : 現地を確認した田淵推進委員から何か意見はありますか。

田淵推進委員 : 広いところで平坦です。問題点は、車両が入らないところです。譲受人は、とてもやる気がある人で、近くの農地に関しても取得したいという意向です。このあたりは、耕作放棄地も多いので良かったと思います。

議長 : 何か意見はありますか。

杉山委員 : 鳥獣被害対策についてはどう考えているか。

事務局 : 町の鳥獣被害対策の補助金を説明しており活用する意向です。

議長 : 何か意見はありますか。特に意見がなければ、承認の方は挙手をお願いします。(全員) 挙手。よって議案第 25 号、26 号は承認されました。続きまして議案 27 号農地法 3 条 1 項の規定による許可申請について説明願います。

事務局 : 77 ページをご覧ください。議案 27 号農地法 3 条 1 項の規定による許可申請について説明します。申請地は [] の [] m²です。譲渡人の [] から譲受人の [] へ所有権を移転します。

78 ページから 85 ページが申請書です。78 ページをご覧ください。対価は [] [] です。

81 ページをご覧ください。譲受人は茶を [] 栽培しており、今回の申請地も隣接しているため茶を植えると聞いております。

86、87 ページが全部事項証明書です。

88、89 ページが位置図と拡大図です。地図上で [] の周辺にあります。

90、91 ページが公図兼写真方向図です。

91 ページから 93 ページが杉本推進委員に現地確認していただいた時の写真です。

雑草の処理がきちんとされていることを確認しました。自宅から30秒ほどの場所にあるため管理するうえで問題ないことと思われます。以上です。

議長 : 現地を確認した杉本推進委員から何か意見はありますか。

杉本推進委員 : 申請地は、譲受人の耕作地に隣接しており、草刈り等の管理をしていましたので、問題がないと思われます。

事務局 : 94ページをご覧ください。議案号28号農地法4条1項の規定による許可申請について説明します。申請地は[]の[]です。申請人は[]氏です。転用目的は、食肉加工場及び駐車場で、狩猟した野生鳥獣を販売するためです。

95ページが申請書です。工事期間は許可後から令和6年4月末までです。今回、足柄保健福祉事務所に営業許可が下りるか事前相談行くよう指導しており設計どおりであれば問題ないだろうと回答を得ているとのことです。

96ページが全部事項証明書です。

97、98ページが位置図と拡大図です。申請箇所は、地図上で[]の周辺に申請地があります。

99ページが公図です。

100ページが計画平面図兼写真方向図です。自宅の隣に食肉加工施設を設置します。101ページが施設の平面図です。

102、103ページが山崎推進委員に確認していただいた時の写真です。申請地の西側と南側に農地がありますが[]の所有地のため農地転用による影響はありません。以上です。

議長 : 現地を確認した山崎推進委員から何か意見はありますか。

山崎推進委員 : 鳥獣被害が多いと聞いています。松田町のジビエ加工施設まで距離があることと休日にも使用することから建設することを決めたようです。今まで、自分で狩猟したものは埋めて処理していたが販売し収益化を図るとのこと。

議長 : 何か意見はありますか。

杉本推進委員 : 保健所に相談しているから問題ないと思うが血の処理は問題ないのか。

事務局 : 食肉加工施設の許可と食肉販売の許可をとる必要があります。血も含めて産業廃棄物として出す必要があります。処理の仕方も保健所の指導が入るため問題ないと思います。

二宮委員 : シンクも3層構造でなければ保健所の許可が出ない。

磯崎委員 : ペット用の肉も販売するのか。

事務局 : ペットフードの製造許可も取得しています。

杉本推進委員 : 南足柄市のように税金は入っているのか。

事務局 : 税金は入っておらず、全て自己資金での建築です。

議長 : お茶工場等あるが周辺への説明はしているか。

事務局 : 周辺への説明は行っていると聞いています。

議長 : 近隣には農地があるのか。

事務局 : 申請者の所有地があるだけなので問題ないと思われます。

議長 : 特に意見がなければ、承認の方は挙手をお願いします。(全員) 挙手。よって議案第 28 号は承認されました。続きまして議案 29 号農地法 5 条 1 項の規定による許可申請について説明願います。

事務局 : 104 ページをご覧ください。議案 29 号農地法 5 条 1 項の規定による許可申請について説明します。申請地は■■■■の■■■㎡です。貸付人は■■■■、借受人は■■■■です。転用目的は、自己住宅の建築で、娘家族が一戸建て住宅を建築します。

105 ページが申請書です。工事期間は令和 6 年 3 月 30 日までです。

106 ページが全部事項証明書です。

107、108 ページが位置図と拡大図です。■■■■に申請箇所があります。

109 ページが公図です。110 ページが計画平面図兼写真方向図です。111、112 ページが立面図と平面図です。

113、114 ページが遠藤推進委員に確認していただいた時の写真です。周辺に農地はないため転用による影響はありません。■■■■が新しくできた時の残地とのことです。以上です。

議長 : 特に意見がなければ、承認の方は挙手をお願いします。(全員) 挙手。よって議案第 30 号は承認されました。続きまして非農地証明をについて説明願います。

4 報告

事務局 : 115 ページをご覧ください。非農地証明について説明します。申請地は、■■■■の■■■㎡です。申請者は■■■■です。

116 ページが全部事項証明書です。

117、118 ページが位置図です。地図上で■■■■に対象地があります。

119 ページが公図兼写真方向図です。120、121 ページが遠藤推進委員に確認していただいた時の写真です。ご覧のとおり、大木となっていることを確認しました。以上です。

議長 : 現地を確認した遠藤推進委員から何か意見はありますか。

遠藤推進委員 : 事務局の説明どおりです。

議長 : 特に意見がなければ、2 件目の非農地証明をについて説明願います。

事務局 : 122 ページをご覧ください。非農地証明について説明します。申請地は、■■■■の■■■㎡です。申請者は■■■■です。

123 ページが全部事項証明書です。

124、125 ページが位置図です。地図上で鳥手山トンネルの周辺に対象地があります。

126 ページが公図兼写真方向図です。

127、128 ページが山崎推進委員に確認していただいた時の写真です。ご覧のとおり、山林化していることを確認しました。以上です。

議長 : 現地を確認した山崎推進委員から何か意見はありますか。

山崎推進委員 : 事務局の説明どおりです。

- 議長 : 特に意見がなければ、3件目の非農地証明をについて説明願います。
- 事務局 : 129ページをご覧ください。非農地証明について説明します。申請地は、 の ㎡です。申請者は です。
- 130、131ページが全部事項証明書です。
- 132、133ページが位置図です。 の周囲に対象地があります。
- 134ページが公図兼写真方向図です。
- 135、136ページが杉本推進委員に確認していただいた時の写真です。ご覧のとおり、山林化していることと建物の敷地となっていることを確認しました。土地の経過としては、 が競売で購入し、 に相続しました。その後、林道敷地の移管のために境界確定を行っている時に当該地が自身の所有地であることと建物が敷地内に入っていたことがわかりました。今回 に所有権を移すために申請がありました。
- 議長 : 現地を確認した杉本推進委員から何か意見はありますか。
- 杉本推進委員 : 傾斜地及び建物があり農地に復旧することは難しいことを確認しました。
- 議長 : 特に意見がなければ、引き継ぎ農業者経営を行っている旨の証明について説明願います。
- 事務局 : 137ページをご覧ください。引き続き農業経営を行っている旨の証明書について説明します。申請者は、 です。対象地は、 の ㎡です。
- は旧制度の納税猶予対象者のため、2027年まで農業経営を継続する必要があります。139、140ページが位置図と拡大図です。 の向かいと の北側周辺に対象地があります。
- 141、142ページが公図兼写真方向図です。
- 143ページから150ページが瀬戸推進委員に確認していただいた時の写真です。水稻、キウイ、柑橘類の栽培を確認しました。雑草の処理もされており、適切に管理されていることを確認しました。
- 議長 : 現地を確認した瀬戸推進委員から何か意見はありますか。
- 瀬戸推進委員 : 事務局の説明どおりです。
- 議長 : 特に意見がなければ、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書について説明願います。
- 事務局 : 151ページをご覧ください。相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書について説明します。こちらは、納税猶予で20年経過した後に、税務署からの依頼で耕作がきちんとされているか確認するものです。対象地は です。
- 154、155ページが位置図と拡大図です。 周辺に対象地があります。
- 156、157ページが公図兼写真方向図です。
- 158ページから163ページが田淵推進委員に確認していただいた時の写真です。柑橘類の栽培を確認しました。163ページの1ヶ所のみ耕作されていないため、税務署に確認したところ今までの相続税及び利子税がかかる見込みとのことでした。以

上です。

- 議長 : 現地を確認した田淵推進委員から何か意見はありますか。
- 田淵推進委員 : ■■■■の部分以外はよく耕作しており問題がありません。
- 議長 : 何か意見等がありますか。
- 瀬戸推進委員 : 納税猶予の開始時からの税金がかかるのか。
- 事務局 : そうです。相続税と利子税がかかるときいています。
- 議長 : 状況はどんな感じか。
- 事務局 : 道がほとんどなく、どこが境かもわからない状況でした。
- 磯崎委員 : 農地パトロール時に見た方がいいかもしれないですね。
- 事務局 : 次回のパトロール時に納税猶予対象地についてよく確認することも必要だと思います。

5 その他

- 議長 : その他、特になければ次回総会の日程を決定したいと思います。次回は12月25日9時30分からということによろしいでしょうか。
- 全員 : 異議なし。
- 議長 : では次回総会は、当日程ということによろしくお願いします。

5 閉会

- 議長 : これで山北町農業委員会総会を閉会します。(10:30)